

四日市市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第30号

四日市市職員給与条例の一部を改正する条例

四日市市職員給与条例（昭和24年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第55条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(10)まで (略)</p> <p>(11) <u>災害応急作業等手当</u></p> <p>(12)及び(13) (略)</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第55条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(10)まで (略)</p> <p>(11) <u>災害危険作業出動手当</u></p> <p>(12)及び(13) (略)</p>
<p>(<u>災害応急作業等手当</u>)</p> <p>第56条の11 <u>災害応急作業等手当</u>は、災害対策本部等の指示命令により、職員が<u>次の各号に掲げる業務</u>に従事したとき、<u>次の各号に定める範囲内の額</u>を支給する。</p> <p>(1) <u>異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う災害応急作業、災害応急作業のための災害状況の調査、警防又は救急活動に従事したとき</u> <u>1日につき2,160円以内の額</u></p> <p>(2) <u>異常な自然現象により重大な災害</u></p>	<p>(<u>災害危険作業出動手当</u>)</p> <p>第56条の11 <u>災害危険作業出動手当</u>は、災害対策本部の指示命令により、職員が<u>災害の拡大を防止するために行う災害応急対策又は応急的な災害復旧業務</u>に従事したとき、<u>1日につき530円以内の額</u>を支給する。</p>

が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整、避難所運営、罹災証明に係る家屋調査等の業務に従事したとき 1日につき1,620円以内の額

（緊急消防援助隊等手当）

第56条の13 緊急消防援助隊等手当は、次の各号に掲げる業務に従事したときに、次の各号に定める範囲内の額を支給する。

(1) 消防吏員が消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村に出動し、消防の応援等に従事したとき 1日につき2,160円以内の額

(2) 消防吏員が消防組織法第39条第2項の規定により締結された三重県

（緊急消防援助隊等手当）

第56条の13 緊急消防援助隊等手当は、次の各号に掲げる業務に従事したときに、次の各号に定める範囲内の額を支給する。ただし、任命権者が第1号に規定する業務が著しく危険であると認めたととき、又は第2号に規定する業務が心身に著しい負担を与えると認めたとときは、各号に定める範囲内の額に当該額の100分の100に相当する額を超えない範囲内の額を加算することができる。

(1) 消防吏員が消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村に出動し、消防の応援等に従事したとき 1日につき840円以内の額

<p><u>内消防相互応援協定に基づき、災害が発生した市町に出動し、消防の応援等に従事したとき（緊急消防援助隊が出動する規模の災害が発生した場合に限る。）</u> <u>1日につき2,160円以内の額</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>(2)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	------------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。
(手当の内払)
- 2 改正後の四日市市職員給与条例の規定を適用する場合には、改正前の四日市市職員給与条例の規定に基づいて支給された手当は、改正後の四日市市職員給与条例の規定による手当の内払とみなす。

(総務部人事課)